国別障害関連情報
アフガニスタン・イスラム共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
アフガニスタン・イスラム共和国
目次

１．基礎指標 1
１－１．基礎指標 1
１－２．障害の定義と統計 2
２．障害関連政策 6
２－１．障害関連行政制度 6
２－２．障害関連法令・政策文書 8
２－３．障害関連施策 12
３．国際条約及び国際協力等の実績 18
３－１．CRPD 批准による対応状況 18
３－２．マラケシュ条約実施状況 18
３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組 18
３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 18
３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際NGO 等との協力実績） 19
４．障害関連団体の活動概況 23
４－１．障害当事者団体の活動概要 23
４－２．障害者支援団体の活動概要 23
５．障害者が直面する障壁・ニーズ 25
５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 25
５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 25
５－３．就労に関する障壁・ニーズ 25
５－４．移動に関する障壁・ニーズ 26
５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ 26
５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ 26
６．参考資料 27

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（2020）.....4
図 2 障害者の年齢別割合（2020）.....4
図 3 制限のある生活機能の原因（2020）.....5

表 1 アフガニスタンにおける障害関連担当機関.....6
表 2 障害者の権利及び特権に関する法に定められた障害者への支援.....15

略語表

AIHRC	Afghanistan Independent Human Rights Commission	アフガニスタン独立人権委員会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICRC	International Committee of the Red Cross	赤十字国際委員会
ILO	International Labour Organization	国際労働機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MMD	Ministry of Martyrs and Disabled Affairs	殉教者・障害者省
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NSIA	National Statistics and Information Authority	アフガニスタン統計局
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNMAS	United Nations Mine Action Service	国連地雷対策サービス
UNPRPD	United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利促進のための国連パートナーシップ
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1．基礎指標

1－1．基礎指標[1]

一人当たり国内総生産	413.8 米ドル	2023 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	23.1 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	4.3 ％	2017 年
社会福祉（対 GDP 比）[2]	1.8 ％	2018 年

人口

総人口	42,647,492 人	2024 年
男性人口比率	50.5 ％	
女性人口比率	49.5 ％	
都市人口比率	25.7 ％	
農村人口比率	74.3 ％	
平均余命（全体）	66.0 歳	2023 年
男性	64.5 歳	
女性	67.5 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	28.1 ％	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	50.4 人	2023 年

教育

教育制度[3]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	37.3 ％	2021 年
男性	52.1 ％	
女性	22.6 ％	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。
[2] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5))に基づく。
[3] アフガニスタンの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（3 年間）。7 歳から就学する（国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）(2019) *Afghanistan: Education Equity Profile for Adolescent Girls*, https://www.unicef.org/rosa/media/5491/file/Afghanistan%20%E2%80%93%20Education%20Equity%20Profile%20for%20Adolescent%20Girls.pdf (参照 2026-6-9)）。2004 年憲法は中等教育までを義務教育と定めている（https://constitutionnet.org/sites/default/files/final_draft.constitution_eng.pdf (参照 2026-6-9)）。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	109.1 %	2019 年
男子	129.5 %	
女子	87.6 %	
中等教育（総就学率）		
全体	57.4 %	2018 年
男子	72.6 %	
女子	41.4 %	
高等教育（総就学率）		
全体	10.9 %	2020 年
男子	15.6 %	
女子	5.9 %	

雇用

失業率（全体）	13.3 %	2024 年
男性	12.4 %	
女性	25.6 %	

１－２．障害の定義と統計

１－２－１．障害の定義

アフガニスタン・イスラム共和国（以下、「アフガニスタン」と記す。）の 2004 年憲法には障害あるいは障害者についての定義はない。障害者の権利と特権に関する法（Law on Rights and Privileges of Disabled Persons）第 3 条によると、障害者とは「身体的、精神的、感覚的、知的障害の結果として、あるいは保健委員会によって認定された結果として、社会生活や経済活動への参加を妨げるような形で健康や能力を喪失した者」と定義されている。さらに、完全障害者（能力の 60%以上を喪失した者）/部分障害者（能力の 30%から 60%を喪失した者）、先天性障害者[4]/後天性障害者に分類がなされる。

これとは別に、児童保護法第 3 条で、障害児を「自然的または非自然的な原因により、身体的、精神的、感覚的、知的障害を患い、その結果、幸福を損ない、能力が阻害されている者」と定義している。

[4] 「外見上は健康に見えるにもかかわらず、身体の一部の機能を喪失し、そのために活動や行動に支障をきたしている者」と規定。

１－２－２．障害に関する統計

アフガニスタン・イスラム共和国（以下、「アフガニスタン」と記す。）では、治安と民族問題により1979年を最後に国勢調査は実施されていない。他方、国際援助の最適化や激変する貧困実態の把握を目的として、国家統計情報局[5]（National Statistics and Information Authority。以下、「NSIA」という。）による標本調査[6]が2～3年ごとに実施されてきた。長らく医学的・二分法的（あるか・ないか）な障害定義が使用されていたが、2016/17調査から障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットが採用されている[7]。

2021年の政権交代以降、標本調査は実施されていないため、本項では最後に実施・公表された2019/20調査データを採用した。同調査[8]では、見る（Seeing）、聞く（Hearing）、移動する（Walking/climbing stairs）、記憶する・集中する（Remembering/concentration）、セルフケア（Self-care）、コミュニケーション（Communicating）の6機能について、「困難なし」「少しの困難」「多くの困難」「不可能」の4段階で質問している。そして、１つ以上の機能で「多くの困難」または「不可能」と答えた人を「障害者」と分類している。

障害者数	997,614 人	全人口の 3.1 ％	2020 年
男性	572,457 人		
女性	425,157 人		

注：障害者数は推計値
出所：NSIA (2020)

[5] 以前は 中央統計局（Central Statistics Organization）と呼称されていたが、組織の改編と機能拡大（地理情報や身分証管理の統合）に伴い、2018 年頃に名称変更された。https://www.devex.com/organizations/national-statistics-and-information-authority-nsia-afghanistan-163785#:~:text=Overview-,About,surveys%20and%20collecting%20different%20data.（参照 2026-4-16）

[6] 2003 年から全国リスク・脆弱性評価（National Risk and Vulnerability Assessment）、2013 年からアフガニスタン生活状況調査（Afghanistan Living Conditions Survey）、2019 年から所得・支出・労働力調査（Income, Expenditure and Labor Force Survey）と名称を変えながら実施されてきた。

[7] Central Statistics Organization (2018) *Afghanistan Living Conditions Survey 2016–17.* https://www.ilo.org/surveyLib/index.php/catalog/7920/download/48976（参照 2026-4-17）

[8] NSAI (2020) *Income and Expenditure & Labor Force Surveys Report 2020.* https://fscluster.org/sites/default/files/documents/income-and-lobar-force-survey-2020-15.pdf（参照 2026-4-17）

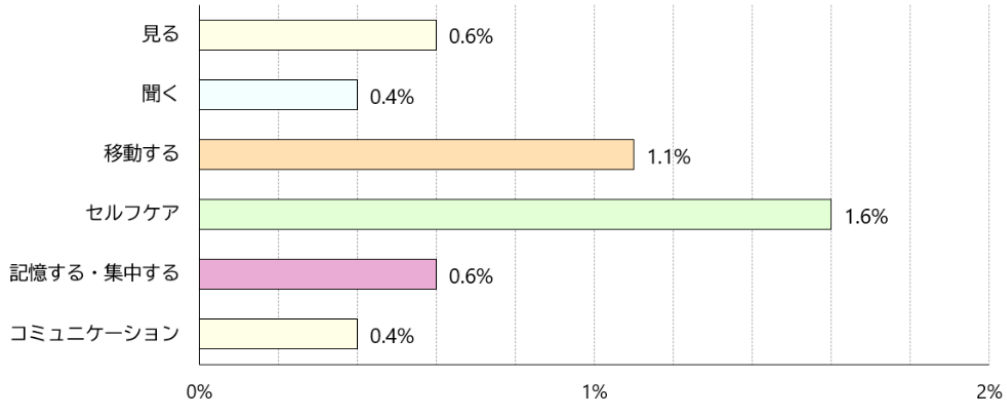


図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（2020）

最も割合が高いのは「セルフケア」で 1.6%、次いで「移動する」が 1.1%となっている。「見る」と「記憶する・集中する」はいずれも 0.6%である。一方、「聞く」と「コミュニケーション」はともに 0.4%と、他の項目と比べ低い割合を示している。

出所：NSIA (2020)を基に調査チームが作成

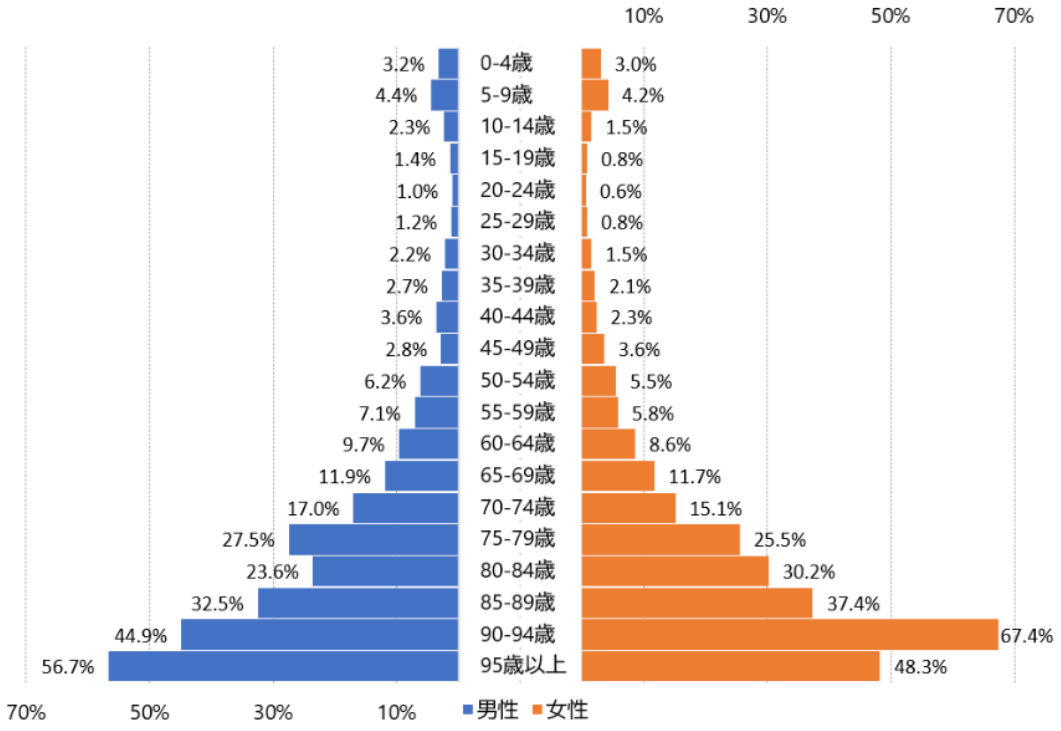


図 2 障害者の年齢別割合（2020）

全体では男性 3.5%、女性 2.7%である。年齢層別にみると、0～9 歳では男性 3.2～4.4%、女性 3.0～4.2%とやや高めだが、10～49 歳では男性 1.0～3.6%、女性 0.6～3.6%と低水準になる。50 歳から男女ともに増加傾向が顕著となり、50～69 歳では男性 6.2～11.9%、女性 5.5～11.7%、70 歳以上では男性 17.0～56.7%、女性 15.1～67.4%に達する。

出所：NSIA (2020)を基に調査チームが作成

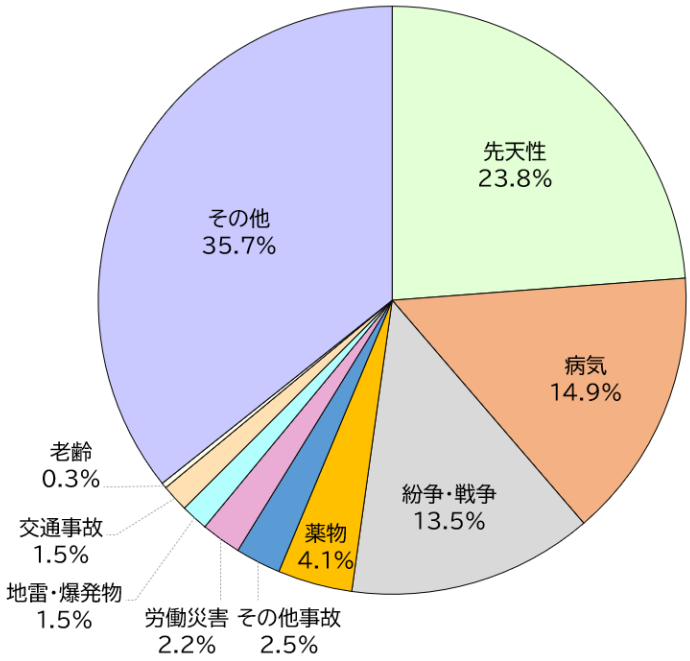


図 3 制限のある生活機能の原因（2020）

その他 35.7%を除けば、先天性が 23.8%と最も多く、病気 14.9%、紛争・戦争 13.5%が続く。以下、薬物 4.1%、その他事故 2.5%、労働災害 2.2%、交通事故と地雷・爆発物がそれぞれ 1.5%、老齢 0.3%の順である。

出所：NSIA (2020)を基に調査チームが作成

２．障害関連政策[9]

２－１．障害関連行政制度

アフガニスタン政府は、障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）第33条に基づく国の実施状況の監視義務を着実に履行するため、障害者に関する事項の管理・監視を行う機関として、アフガニスタン独立人権委員会（Afghanistan Independent Human Rights Commission。以下、「AIHRC」という。）を指定した。全国の障害者の権利を履行するうえで、他の政府部門や民間部門との調整の中心的な役割を果たすのは殉教者・障害者省（Ministry of Martyrs and Disabled Affairs。以下、「MMD」という。）である。2021年のタリバン復権後にAIHRCは解体され、CRPDの履行状況を監視する公的枠組は消滅している。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表１ アフガニスタンにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	アフガニスタン独立人権委員会（Afghanistan Independent Human Rights Commission）	障害者支援部門（Disabled Support Section）を設置し、障害者の権利保護を監視する独立機関として、CRPD 履行状況の監視、公共施設のアクセシビリティ調査、障害を理由とした差別や権利侵害に関する不服申し立ての受理・調査を行っていた。タリバン復権後、事実上解体・機能停止している。
2	殉教者・障害者省（Ministry of Martyrs and Disabled Affairs）	障害者の権利と特権に関する法の主務官庁として、給付金支給や義肢等の支援機器提供、職業訓練に加え、3%の雇用割当制度の管理や省庁間調整を広く担い、障害者の社会参加と自立を包括的に支援していた。タリバン政権下では、支援対象がタリバン戦士やその遺族に優先され、一般障害者や旧政権軍関係者への支援は著しく後退している[10]。
3	公衆衛生省（Ministry of Public Health）	医療政策とリハビリサービスの調整を担っている。タリバン政権下では、国際援助の凍結により公的医療システムは崩壊の危機にある[11]。

[9] 本節の記述は政府報告（2020）より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

[10] https://zantimes.com/2024/08/20/i-begged-them-but-they-threw-me-out-of-the-office-women-with-disabilities-have-support-cut-off-by-the-taliban/#:~:text=Asieh%20is%20among%20several%20women,for%20people%20with%20partial%20disabilities.（参照 2026-4-22）

[11] https://www.hrw.org/report/2024/02/12/disaster-foreseeable-future/afghanistans-healthcare-crisis（参照 2026-4-22）

4	教育省 （Ministry of Education）	インクルーシブ教育の国家戦略を担い、障害児が通常学校で学べるよう、バリアフリー化の推進、教員への特別教育の研修、点字教科書の発行などを行っていた。タリバン政権下では、教育の「イスラム化」が最優先され、予算やリソースは宗教学校の拡充へ優先的に配分されている。
5	職業教育・訓練庁 （Technical and Vocational Education and Training Authority）	全国16の特別教育センターを管轄し、視覚・聴覚障害者に対し、裁縫やIT等の訓練を提供している[12]。タリバン政権下においても熟練労働力の確保を理由に活動は継続されているが、カリキュラムへの宗教教育導入が義務化され、女子生徒の通学は「制服や環境のイスラム化」を理由に無期限停止状態である[13]。
6	労働・社会問題省 （Ministry of Labour and Social Affairs）	2019年までは障害者行政全般を管轄していたが、現在は主に職業訓練の提供、雇用枠（公務員採用の3%枠等）の管理、児童福祉を担っている。

出所：CRPD 政府報告を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

CRPD に係る政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）によれば、MMD は関係機関の代表者で構成される合同モニタリング委員会（joint monitoring committee）を通じて、CRPD の実施状況を継続的に監視していた。

委員会名称	合同モニタリング委員会
メンバー	議長：MMDの担当副大臣 メンバー：関連省庁の局長（公衆衛生省、教育省、労働・社会問題省、財務省）、AIHRC の障害者権利担当コミッショナー、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）代表（聴覚障害、視覚障害、身体障害）
役割と実施状況	合同モニタリング委員会の役割は、次のとおり。 1) 権利義務の履行監視 2) データ収集と進捗管理 3) 国際社会向けの報告書作成 4) 関係機関の調整 5) 政策提言とアドボカシー 6) 不服申立ての審査サポート

[12] https://tveta.gov.af/en/special-education-centers-will-be-established-four-provinces-country（参照 2026-4-22）
[13] https://www.dw.com/en/taliban-overhaul-afghanistans-education-system/a-70913020（参照 2026-4-22）

【地方政府行政】

障害関連担当機関

機関名	概要
MMD の地方支部	全国 34 州すべてに州支部を設置。知事や勧善懲悪省（Ministry for the Promotion of Virtue and Prevention of Vice）と連携し、各地域の障害者・殉教者遺族の登録、及び現金給付の窓口業務を行う。

２－２．障害関連法令・政策文書

アフガニスタンにおいては、2010 年に制定された障害者の権利と特権に関する法が、障害者の諸権利を一元的に司る基本法であった。同法は、手話による情報保障や物理的なアクセシビリティの確保から、教育、医療、雇用、経済的支援、さらには政治参加に至るまで、生活のあらゆる側面を網羅していた。2012 年の CRPD 批准を経て 2013 年にはさらなる改正・再公布が行われ、障害者を「保護の対象」ではなく「権利の主体」と位置づける、国際基準に準拠した網羅的な法的枠組が強化された。

法令名	障害者の権利と特権に関する法[14] （Law on Rights and Privileges of Disabled Persons）
施行年	2010 年（2013 年改正）
概要	憲法[15]第 53 条に基づき、障害の程度に応じた月次手当や 3%の雇用枠、住宅や土地の優先割当等の支援を明文化し、関連省庁にはこれらの権利提供を促進する義務が課された。CRPD 批准を受けた 2013 年改正では「権利の主体」への転換が図られ、教育の無償化や大学入試特別枠の設定、公共施設・道路のバリアフリー化が具体的義務として追加された。

その他の障害者の権利と関係する主な法令には以下のものがある。

法令名	児童権利保護法[16]（Law on the Protection of Child Rights）
施行年	2019 年
概要	国及び関係機関は、障害児に対し、無償の医療、心理・社会的リハビリ、特別教育及び職業訓練の提供に加え、雇用機会の確保、公共施設のアクセシビリティ整備、経済的支援を実施する責務を負うとされている。

[14] https://mmd.gov.af/sites/default/files/2020-12/Law%20on%20Rigths%20and%20benefits%20of%20Disabled%20Persons%20-Eng%20%281%29.pdf（参照 2026-4-20）

[15] 2004 年制定。2021 年にタリバン政権によって事実上、廃止・停止された。新憲法策定プロセスが開始されたとされているが、2026 年 4 月時点では全面的に有効かつ確定した憲法は存在していない。https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2004/35107#:~:text=Related%20links,22)（参照 2026-4-20）

[16] https://www.unicef.org/afghanistan/media/3936/file/law%20on%20protection%20of%20child%20rights.pdf.pdf（参照 2026-4-23）

法令名	女性及び児童に対するハラスメント防止法 （Law on Prevention of Harassment of Women and Children）
施行年	2017 年
概要	被害者が身体的または精神的な（physical or mental）障害を有している場合は厳罰化要件となり、加害者に対して通常よりも重い罰金や禁錮刑を科す規定を明記した。

法令名	情報アクセス法[17]（Access to Information Law）
施行年	2014 年（2018 年改正）
概要	障害により書面請求が困難な者に対し、情報公開官が口頭請求を代筆・確認する義務を定めている。また、情報の提供形式として音声や視覚的形態を認め、一般市民に理解しやすく容易なアクセスを保障することを各機関に義務付けている。

法令名	刑事訴訟法[18]（Criminal Procedure Code）
施行年	2014 年
概要	第 10 条で容疑者等の障害に応じた法律扶助、第 11 条で被害者を含む障害者への通訳提供を義務付けている。

法令名	アフガニスタン建築基準[19]（Afghanistan Building Code）
施行年	2012 年
概要	米国の国際基準をベースに、現地の地震リスクや気候を反映して策定された。公共建築物へのスロープ設置や通路幅の確保といったバリアフリー基準を法的に義務付けた。

法令名	公務員法[20]（Civil Servants Law）
施行年	2008 年
概要	公的機関の採用における平等な機会提供と障害を理由とする差別の禁止を規定した。

[17] https://www.rti-rating.org/wp-content/uploads/2020/01/Afghan.RTI_.Decree.May18.Amend_.Oct19.pdf（参照 2026-4-23）
[18] https://cjad.nottingham.ac.uk/documents/implementations/pdf/Afghanistan-Criminal_Procedure_Code_2014_EN.pdf（参照 2026-4-23）
[19]http://www.outlookafghanistan.net/national_detail.php?post_id=4779#:~:text=July%2002%2C%202012,investment%20in%20the%20construction%20sector.（参照 2026-4-22）
[20] https://kakaradvocates.com/uploads/laws/translation-Civil%20Servants%20Law%20-%20En.pdf（参照 2026-4-22）

法令名	教育法[21]（Education Law）
施行年	2008 年
障害に関する言及	政府が障害児を含む特別な教育的ニーズのある学習者のための公立学校の設立・整備、及び適切な教育・訓練の提供に責任を負うことを定めた。また、障害者への技術・職業・芸術教育の提供も明文化された。

法令名	労働法[22]（Labour Law）
施行年	2007 年
障害に関する言及	業務中に障害を負った労働者の雇用継続を重視し、健康状態に応じた配置転換や賃金水準を維持した就労を義務づけている。また、職業訓練やリハビリの提供、就労不能時の経済的支援、障害に起因する年金給付を社会保障として規定している。

障害者政策

政策名	国家障害者戦略案[23]（Draft National Disability Strategy）
実施期間	2020-2030 年（未施行）
概要	障害を政府全体の横断的課題と定義し、生体認証によるデータ管理や多省庁連携の予算枠確保など、権利保障の実効性を高める具体的システムを構築した。障害女性への多重差別解消や情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）活用による情報保障を明記し、障害者を経済発展の担い手と再定義することで、国際基準に合致した自立支援の具体的道筋を提示した。

政策名	障害予防及び身体リハビリテーションに関する戦略計画[24]（Strategic Plan for Disability Prevention and Physical Rehabilitation）
実施期間	2017-2021 年
概要	紛争による後天的障害者の急増を受け、リハビリテーションサービスの全国展開と質の標準化を掲げた。障害の早期予防、専門職の育成、地域に根ざしたリハビリテーションの強化を柱としている。

[21] https://afghanistaneducationinconflict.files.wordpress.com/2015/05/afghanistan_education_law.pdf（参照 2026-4-21）
[22] https://www.ilo.org/resource/afghan-labour-law-official-gazette-2007#:~:text=This%20Gazette%20contains%20the%20following:%20Decree%20No,Islamic%20Republic%20of%20Afghanistan;%20Labour%20Law%20endorsement;（参照 2026-4-23）
[23] 2021 年 6 月時点で関係機関による最終レビューが行われ、閣議承認を待つ状態だったが、2021 年 8 月のタリバンへの政権交代により凍結された。https://www.mmd.gov.af/index.php/en/draft-national-disability-strategy-was-discussed（参照 2026-4-21）
[24] https://www.clusterconvention.org/wp-content/uploads/2020/09/Afghanistans-National-Disability-Prevention-Rehab-Plan-2017-2020.pdf（参照 2026-4-25）

政策名	第三次国家教育戦略計画[25]（National Education Strategic Plan III）
実施期間	2017-2021 年
障害に関する言及	障害児教育をインクルーシブ教育として重点化し、校舎の物理的バリアフリー化や教員への特別教育研修、補助教材の提供を推進した。また、障害を理由とした就学拒否を厳禁し、偏見払拭に向けた啓発活動も計画の柱として掲げている。

政策名	インクルーシブで子どもに優しい教育政策[26] （Inclusive and Child-Friendly Education Policy）
施行年	2014 年
概要	インクルーシブ教育を権利と位置付け、教育における周縁化や排除に対し、政府・学校・地域社会が対応する責任を明確にした。柔軟性のあるカリキュラムを中核とし、教員養成、試験・評価制度の改善、障害のある児童・生徒の支援体制整備、低コストの支援機器開発等を通じ、通常の教育制度のなかでの多様な学習者に対応する基盤の構築を目指した。

政策名	アフガニスタン障害者国家行動計画[27] （Afghanistan National Disability Action Plan）
実施期間	2008-2011 年
概要	2003 年の包括的国家障害者政策を実効化するため、政府全体の具体的な達成目標を定めた初の実施指針。障害を政府全体で取り組むべき横断的な課題へと格上げし、保健・教育・雇用等の各分野での障壁除去のため、多省庁が連携する実務的な枠組を構築した。

政策名	アフガニスタン包括的国家障害者政策[28] （Comprehensive National Disability Policy in Afghanistan）
施行年	2003 年
概要	障害者を慈善の対象ではなく「権利主体」と定義し、社会への完全参加を掲げた初の包括的指針。障害児が通常学校でともに学ぶインクルーシ

[25] https://www.globalpartnership.org/node/document/download?file=sites/default/files/education-sector-plan-afghnistan-2017-2021.pdf（参照 2026-4-21）
[26] 原典が確認できなかったため、記載内容は United Nations Children's Fund Regional Office for South Asia (2021) *Disability-Inclusive Education Practices in Afghanistan.* https://www.unicef.org/rosa/media/16981/file/Country%20Profile%20-%20Afghanistan.pdf（参照 2026-4-21）を参照。
[27] https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/10/Afghanistan-National-Disability-Action-Plan-2008-2011.pdf（参照 2026-4-21）
[28] https://www.acbar.org/upload/147634180167.pdf（参照 2026-4-21）

	ブ教育の推進を明記した。具体的には、点字・手話による情報保障、校舎のバリアフリー化、教員研修の実施等が挙げられている。

政策名	国家障害者・リハビリテーション・プログラム （National Disability and Rehabilitation Program）
施行年	2003 年
概要	紛争や地雷による後天的障害者を主な対象とし、義肢提供や理学療法、精神的ケアを一般医療に統合して提供することを定めた。隔離ではなく、地域社会への復帰を重視している。

２－３．障害関連施策[29]

① 保健医療

憲法第 52 条は、「国は、法律の規定に基づき、すべての国民に対し、予防医療及び治療並びに適切な医療施設を提供しなければならない」と定めている。さらに、障害者の権利及び特権に関する法律第 21 条では、「公衆衛生省は障害者が医療サービス、治療、及び身体的・精神的・心理的なリハビリサービスを利用できるよう、必要な措置を講じなければならない」と定めている。また、同条には、国内での治療が不可能な場合、公衆衛生省の承認後に海外での治療に送るとの規定もある。また、第 23 条は、MMD に対し、関係省庁及び地方自治体と協力して、リハビリテーションセンターを設立するよう義務付けている。

公衆衛生省は、国家障害者・リハビリテーション・プログラムを通じて、障害予防及び身体リハビリテーションに関する戦略計画（2017-2021）を策定・実施した。また、保健医療サービス提供のための国家戦略（National Strategy for Provision of Health Services）に基づき、国家精神保健戦略（National Mental Health Strategy）を策定・実施した。加えて、医療サービス及び身体リハビリテーションの実施者向けの専門基準を策定した。

公衆衛生省は 17 州に 22 か所の障害者向け身体リハビリテーションセンターを設立し、医学的な機能回復の観点から、義肢、装具（orthopedic support equipment）、補助具、白杖、車いす、理学療法サービスなどを提供している。これに対し、MMD は、障害者のエンパワメント、能力開発、及び自立の観点から、義肢、車いす、理学療法サービスの提供に加え、啓発活動やアドボカシーを行ってきた。

上記に加えて、障害者の保健医療に関して、以下の取組を実施している。

- 公衆衛生省は、理学療法士 240 人、装具士 40 人、及び医療従事者 2,000 人以上を対象に、障害者リハビリテーションサービスの提供に関する研修を実施した。

[29] 本節の記述は政府報告（2020）より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

- 公衆衛生省は、425 の保健センターに心理社会的コンサルタント（psychosocial consultants）を配置するとともに、830 の保健センターで助産師を採用し、基本的な心理社会的相談の提供に関する研修を実施した。
- 2016 年 1 月から 4 月の間に、首都及び各州の合計 2,150 人の保健従事者が障害者の権利等に関する研修を受けた。
- MMD は、国内外の組織からの支援を受け、身体障害者に対し義肢の提供（約 1 万人）や車いすの配布（2,040 台）、理学療法・心理ケア（計 7 万人以上）、義肢の修理（3,880 本）や整形外科研修（約 2,000 人）を実施した。

② 教育

憲法第 43 条第 1 項は、「教育はすべての市民の権利であり、国家は、国の教育機関において、高等教育レベルまで無償でこれを提供しなければならない」と規定している。

教育法第 15 条は、特別なニーズがあり、教育から取り残されている人々に対する、各教育段階における教育の提供を義務付けている。同様に、児童権利保護法第 54 条は、障害のある児童・生徒が公立校においては無償で、私立教育機関では家庭の経済状況を考慮した費用で、教育を受ける権利を規定している。

障害者の権利及び特権に関する法第 19 条は、関係省庁に対し、障害者に教育機会を均等に提供する義務を課している。同条では、政府・ドナーが資金提供する国内外の奨学金、及び私立教育機関による奨学金の 7%を障害者に割り当てることを義務付けている。

2014 年にはインクルーシブで子どもに優しい教育政策が採択され、柔軟性のあるカリキュラムを中核とし、教員養成、試験・評価制度の改善、障害のある児童・生徒の支援体制整備、低コストの支援機器開発等を通じ、通常の教育制度のなかでの多様な学習者に対応する基盤の構築を目指した。

2016 年には、就学年齢の障害児は 20 万人と推定されており、うち 4,347 人（男子 2,775 人、女子 1,572 人）が在籍している。障害児の学校受け入れプロセスを強化・拡大するため、教育省は特別支援教育部門に 1,002 人の教員（男性 480 人、女性 522 人）を追加採用し、必要な研修を実施した。2015 年以降、17 州において 2 万 7,800 人の公立学校教員（男性 1 万 6,720 人、女性 1 万 1,080 人）及び州教育局職員 146 人（男性 80 人、女性 66 人）が、国内外の組織の支援を受けて特別支援教育に関する研修を受けた。

上記に加えて、障害者の教育に関して、以下の取組を実施している。

- 視覚障害児のため、新カリキュラムのすべての教材は、点字への翻案及び MP3 形式での録音がなされた。同様に、弱視の児童・生徒のため、教科書は文字や図形を浮き彫りにしたエンボス形式（Embossed format）で印刷された。
- 聴覚障害児のため、4,000 語収録の手話専門辞書・文法書（全 2 巻）が刊行された。

- 職業教育・訓練庁が設立した 7 州 11 校[30]の特別教育センターで 1,756 人の障害者（男性 1,265 人、女性 491 人）が技術教育を受ける機会を得た。
- 国立点字印刷所及び 2 つのロシャンデラン（Roshandelan）印刷所[31]が設立され、カブール州とヘラート州で稼働している。
- 奨学金により、これまで障害者 243 人（男性 217 人、女性 26 人）が高等教育機関に留学した。2018 年には、障害者に 4,000 件の奨学金が割り当てられた。

③ ジェンダー

憲法第 22 条は、アフガニスタン国民間のいかなる形態の差別や区別も禁止するとともに、男女の平等な権利と義務を認めている。2009 年には女性に対する暴力の根絶に関する法（Elimination of Violence against Women Law）を制定し、女性に危害を加え、その権利と自由の実現を妨げる行為を犯罪と定めた。さらに、2017 年には女性及び児童に対するハラスメント防止法が制定され、公共の場や職場等でのハラスメントを犯罪と定義した。同法では、被害者が身体・精神障害者である場合に、加害者に通常よりも重い罰金や禁錮刑を科す規定がある。

④ 職業訓練・雇用、就労

労働法第 9 条は、「採用、給与及び手当の支給、職業・職種・技能及び専門分野の選択、教育を受ける権利及び社会保障サービスにおいて、いかなる形態の差別も禁止する」と定めている。

公務員としての採用に関しては、憲法第 50 条は、「国民は、いかなる差別もなく、法律の規定に従い、能力に基づいて国家公務員として採用される」と定めている。公務員法第 10 条は、公務員または契約職員の採用における性別、宗派、身体障害に基づくいかなる形態の差別も禁止している。障害者の権利及び特権に関する法第 22 条に基づき、政府は公的職位の最低 3%を障害者向けに確保する義務を負っている。独立行政改革・公務員委員会（Independent Administrative Reform and Civil Service Commission）が、このクオータ遵守並びに 3%のボーナス加点[32]を監督している。

2012 年のデータでは、25 の公的機関に 636 人、国内外の組織に 863 人の障害者が雇用されている。2018 年には、国防省が 2,203 人の負傷兵に職を提供した。同様に、非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）と連携した、障害者の雇用創出プログラムにより、2,058 名の男女の障害者が雇用された。

[30] 政府報告時。2024 年 3 月時点で 16 校まで増えている。https://tveta.gov.af/en/special-education-centers-will-be-established-four-provinces-country（参照 2026-4-23）
[31] 職業技術教育庁の管轄下にある視覚障害者のための点字教材や情報資料を製作する専門の印刷施設。ダリー語で「明るい心を持つ人々」を意味する。
[32] 他の合格基準（学歴や専門知識など）を満たしている障害者候補に対し、試験の総得点に 3%分の上乗せ評価を行う制度。これにより、わずかな点数差で不採用になることを防ぐ。

職業訓練に関しては、障害者の権利及び特権に関する法 20 条は、MMD に対し、関係機関と連携して障害者の能力に応じた技術・職業訓練の機会を提供することを義務付けている。また、児童権利保護法第 37 条は、労働・社会問題省と教育省に対し、障害児のための職業訓練を実施することを義務付けている。また、労働法第 76 条は、労働・社会問題省に対し、管轄する職業訓練センターへの障害者向けの職業リハビリ機能の設置を義務付けている。

起業支援に関しては、障害者の権利及び特権に関する法第 27 条は、商工省は障害者が生産した製品の販路を開拓する義務を負うとしている。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

憲法第 53 条は、国が殉教者や行方不明者、負傷・障害を負ったものの遺族に対する医療サービス及び経済的支援のために必要な措置を講じなければならないと定めている。

労働法第 141 条は、職務中の事故や死亡、あるいは職業に起因する疾病による障害を理由とする雇用主からの退職給付が、減額されることなく、最終給与及びそれに付随するすべての手当を含めて支給されることを明記している。

障害者の権利及び特権に関する法は、職務中に障害を負った者に対する一時金（第 4 条）と武力紛争により障害を負った者に対する月額手当（第 8 条）の支給について規定している。障害者本人が亡くなった場合は、残された家族が代わりに年金を受け取ることができると定められている（第 19 条）。MMD は、11 万 5,000 人の障害者に対し、月額 2,500～5,000 アフガニ[33]（6,390～1 万 2,780 円）を支給している[34]。

表 2 障害者の権利及び特権に関する法に定められた障害者への支援

No.	対象	支給額
1	職務中に障害を負った者	・軍人、公務員、公的セクター職員、民間企業職員：給与 10 か月分及びその他手当 ・等級・固定給のない者：公務員法に定める第 8 等級第 1 号俸の給与 5 か月分
2	武力紛争により障害を負った者	・軍人、公務員、公的セクター職員：勤務期間に関係なく、直近の給与の 35%及びその他手当 ・等級・固定給のない者、給与がない者：公務員法に定める第 8 等級第 1 号俸の給与の 30% ・部分的な障害があると認定された者：直近の給与の 17.5%

出所：CRPD 政府報告と障害者の権利及び特権に関する法を基に調査チームが作成

[33] 1 アフガニ=2.556100 円（JICA 統制レート、2026 年 4 月）

[34] United Nations (2024) *HRC Summary of stakeholders' submissions on Afghanistan* (A/HRC/WG.6/46/AFG/3)では、「MMD は旧政権下で登録されていた障害者や孤児の申請書やカードを 1 万枚以上無効とした」という報告がある。

さらに、障害者の権利と特権に関する法第 24 条は、自治体に対し、住居を持たない障害者に、宅地分譲枠の 7%を優先配分し、その価格を 3 割引することを義務付けている。同様に、行政機関に対し、住宅用アパートを割り当てる際に障害者の優先受入れが義務付けられている。

難民・帰還民省は、障害のある国内避難民及び帰還民に対し、住宅用地やシェルター、金銭的・物的支援を提供した。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

障害者の権利及び特権に関する法第 22 条は、国家機関及びすべての関連組織に対し、建物、道路、街路、公園、遊び場、スタジアム、並びに交通や技術を含むその他すべてのインフラの設計において、障害者向けの必要な設備を考慮することを義務付けている。これに基づき、MMD は都市開発省、運輸省、民間航空局、通信・情報技術省、及びカブール市当局と、障害者の移動及び公共の場所や公共サービスへのアクセスにおけるあらゆる物理的な障害や障壁を排除することを目的とした覚書を取り交わした。さらに、障害者の公共の場所やサービスへの物理的アクセスを促進するための総合ガイドラインが策定され、都市開発省がその実施に責任を負っている。

障害者の権利と特権に関する法第 29 条は、運転能力を有する障害者に対して運転免許証を発行することを規定している。また、第 32 条は、運輸省に対し、交通機関と連携して、障害者が移動する際の交通費の割引を義務付けている。

巡礼・宗教省（Ministry of Hajj and Religious Affairs）は、巡礼期間中、以下の合理的配慮を提供している。

- 宿泊施設 1 階に障害者のためのスペースの確保
- 障害者への車いすの提供
- （必要に応じ）障害者への特別な医療サービスの提供

⑦ 情報アクセシビリティ

情報アクセス法第 5 条は、「申請者が障害や文盲のため書面による請求を行うことができない場合、情報公開担当官は口頭での請求内容を記録し、申請者が納得する形で伝達した上で、必要に応じて署名または拇印を取得しなければならない」と定めている。また、申請者の希望に応じ、電子データ、音声、視覚的形態などでの提供を認め（第 10 条）、重要な情報は、一般の人々にとって「理解しやすく容易にアクセスできる形式（understandable and easily accessible）」で公開されなければならない（第 15 条）としている。

刑事訴訟法第 11 条は、被害者、被疑者または被告人が、捜査及び公判において使用される言語を理解できない場合、あるいは聴覚障害者または言語障害者である場合、通訳を付ける権利を有し、関係機関は当該者に対して通訳者を任命する責任を負うと定めている。

情報・文化省は、すべての政府機関における情報アクセシビリティを監視する担当部署を設置した。さらに、ガイドラインを策定し、各機関のウェブサイトやその他のメディアを通じて、障害者を含む一般市民に必要な情報を提供するように促している。

通信・情報技術省は視覚障害者向けの音声電話サービスや聴覚障害者向けの写真電話サービス（photo telephone service）を含む、障害者向けのサービスの提供や、障害者向けの情報技術に関する研修プログラムの実施を行った。また、同省は 2014 年以降、カブール市の盲学校に対し、以下を提供した。

- 盲学校への光ファイバーサービスの接続
- 数学、物理学、生物学、化学に関する 3D 動画の提供
- 関連する教育用映画 27 本の提供
- その他の必要な支援機器の提供

⑧ 防災

国防省は、国際人道法及び人権基準に従い、武力紛争下における民間人の保護と安全を確保することを目的として、軍隊向けの訓練プログラムを実施している。武力紛争下における障害者の保護と安全を確保するための具体的なガイドラインを策定する予定である[35]。

[35] 政府報告の記載に従ったが、2026 年 4 月時点ではガイドライン策定を確認できない。

３．国際条約及び国際協力等の実績

３－１．CRPD 批准による対応状況[36]

アフガニスタン政府は 2012 年 9 月 18 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告は 2020 年 12 月 1 日に障害者権利委員会に提出し受理されている（提出期限 2014 年 10 月 18 日）。権利委員会からは 2022 年 4 月 1 日に質問事項が提示されたが、アフガニスタン政府からの回答書の提出はない。市民団体からのパラレルレポートは 2022 年に世界政策分析センター（WORLD Policy Analysis Center）から 1 報告が提出されている。権利委員会からの総括所見は 2026 年 4 月時点では提出されていない。

３－２．マラケシュ条約実施状況

アフガニスタン政府は 2018 年 7 月 26 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准した。

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」という。）の公認機関（Authorized Entities）として、報道機関（Media institutions）、高等教育省、情報・文化省、MMD、アフガニスタン国営ラジオ・テレビが掲載されている[37]。他方、WIPO が主導・運営する ABC Global Book Service の参加団体リストへの掲載はない。

３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の進捗状況に関し、アフガニスタン政府は 2021 年に第 2 回自発的国家レビュー（Voluntary National Review）[38]を発表している。同文書の作成にあたっては、全国・地方レベルで多様なステークホルダーと協議が行われたとされているが、OPD の関与についての明示的な記載はない。

国連統計局 SDGs 指標データベース[39]によれば、アフガニスタンは障害に関する指標を計測していない。

３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

アフガニスタンの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

1994 年 3 月：子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）批准

2003 年 3 月：女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）批准

---

[36] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-4-15）

[37] https://www.wipo.int/en/web/marrakesh-treaty/authorized-entities#:~:text=Authorized%20Entities,Botswana%20Public%20Service%20College（参照 2026-4-15）

[38] Government of Afganistan (2021) *Afganistan Voluntary National Review (VNR) 2021.* https://hlpf.un.org/countries/afghanistan/voluntary-national-review-2021（参照 2026-4-15）

[39] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-4-15）

2010 年 4 月：ILO159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約）批准

2011 年 4 月に発表された CRC 委員会による総括所見[40]では、障害関連データの体系的収集、施設入所防止のための家族支援、暴力・ネグレクトの防止と関係施設の継続的監視、現実的戦略に基づくインクルーシブ教育実施、並びに障害児が自らに関わる事柄の決定過程に参加する権利の尊重を勧告している。

2024 年の ILO 専門家委員会の直接要請[41]では、アフガニスタンにおける障害者の職業リハビリテーション及び雇用政策について、関連法令・国家政策の実施状況と改正・策定の進捗、雇用促進措置の効果、男女の平等な取扱い、OPD 等との協議、合理的配慮の提供、地方におけるサービス等につき、より詳細な情報の提供を求めている。

また、2025 年 7 月に発表された CEDAW 委員会による総括所見[42]では、障害女性について、司法アクセスの確保、ジェンダーに基づく暴力からの保護、保健医療や教育を含む基礎的サービスへのアクセス、並びに完全な社会包摂を保障するための包括的支援体制を確立するよう勧告している。

３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[43]

- 日本政府[44]

【技術協力プロジェクト】

・　教師教育における特別支援教育強化プロジェクト（フェーズ 2）（2013-2018）[45]

【草の根無償資金協力】

・　ロシャンデラン盲学校診療所再建計画（2025）

【日本 NGO 連携無償資金協力】

・　パルワーン県バグラム郡及びジャブルサラジ郡におけるインクルーシブ教育推進事業（2020-2021）[46]

---

[40] United Nations (2011) *CRC Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention. Concluding observations: Afghanistan* (CRC/C/AFG/CO/1) https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FAFG%2FCO%2F1&Lang=en（参照 2026-4-15）

[41] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:4470067,102945:NO（参照 2026-4-15）

[42] United Nations (2025) *CEDAW Concluding observations on the fourth periodic report of Afghanistan* (CEDAW/C/AFG/CO/4) https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FC%2FAFG%2FCO%2F4&Lang=en (参照 2026-4-15)

[43] 概ね 2016 年以降の実績を記載。

[44] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/afghanistan/exchange.html（参照 2026-4-16）を基に記載

[45] 教員養成校における特別支援教育の講義の拡充・改善を目的とし、視覚・聴覚障害分野のシラバス・教科書開発、マスタートレーナー育成、ネットワーク構築活動を実施。https://www.jica.go.jp/oda/project/1200992/index.html（参照 2026-4-16）

[46] 4 校をインクルーシブ教育モデル校とし、支援システムの構築及び教育環境の整備を実施。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/afghanistan/pagew_000001_00051.html（参照 2026-4-16）

・ カブール県及びパルワーン県における包括的地雷対策事業（2017-2020）[47]

- 他ドナー

【国際機関】

世界銀行

・ アフガニスタン地域のレジリエンス及び生計向上プロジェクト[48]（Afghanistan Community Resilience and Livelihoods Project）（2022-）

障害者の権利促進のための国連パートナーシップ（United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities: UNPRPD）

・ アフガニスタンにおける障害者の権利の推進[49]（Advancing the Rights of Persons with Disabilities in Afghanistan）（2018-2021）

世界保健機関（World Health Organization: WHO）[50]

・ 外傷治療及びリハビリテーションサービスの強化（Strengthening trauma care and rehabilitation services）

・ メンタルヘルス支援の拡充（Scaling up support for mental health）

国連地雷対策サービス（United Nations Mine Action Service: UNMAS）

・ アフガニスタン地雷対策プログラム[51]（Mine Action Programme of Afghanistan）

UNICEF

・ 地域密着型教育[52]（Community-Based Education）

国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）

・ 地域密着型開発緊急支援イニシアティブ[53]（Area-Based Approach to Development Emergency Initiatives）（2021-2023 及び 2024-）

---

[47] 地雷の被害に遭わないための教育を柱とし、地雷被害児を含む障害児が教育を受けられるよう包括的対策を実施。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/afghanistan/page22_001547.html（参照 2026-4-16）

[48] 就労困難な障害者世帯等に対し直接現金給付を行うほか、バリアフリーを考慮した公共インフラ整備を実施。https://documents1.worldbank.org/curated/en/099941005092220009/pdf/IDU0ba95440800fb504e13083fc077d4132723aa.pdf#:~:text=The%20World%20Bank.%20Afghanistan%20Community%20Resilience%20and%20Livelihoods%20Project%20(P178760)%20TABLE%20OF%20CONTENTS.（参照 2026-4-16）

[49] UNESCO（リード機関）、UNICEF、WHO が参画し、CRPD に基づく法整備、統計改善、点字教科書による教育支援、OPD の能力強化等を包括的に推進。

[50] https://www.emro.who.int/afg/photo-essays/12-ways-who-supports-health-in-afghanistan.html（参照 2026-4-16）

[51] UNDP との連携事業。地雷事故の被害者に義肢装具やリハビリを提供。社会復帰に向けた生計支援や、危険回避教育を全国で展開。https://www.mineaction.org/sites/default/files/2.2c_unmas_factsheet_feb_2022.pdf（参照 2026-4-16）

[52] 遠隔地や通学困難な障害児のため、自宅近隣に教室を設置するとともに、バリアフリーな学習環境の整備、点字教科書等の配布、特別支援教育研修を一体で実施。https://www.unicef.org/afghanistan/media/8056/file/13%20UNICEF%20Afghanistan%20Humanitarian%20Sit%20Rep%20Year%20End%202022.pdf（参照 2026-4-16）

[53] 第 1 フェーズでは政変後の経済崩壊を防ぐため、障害者への現金給付等による緊急生存支援を優先。第 2 フェーズでは、障害者の起業助成や技能訓練、インフラのバリアフリー化に重点を移行。https://www.undp.org/afghanistan/projects/area-based-approach-development-emergency-initiatives-abadei-20（参照 2026-4-16）

ILO

・ 人道・開発・平和の連携を通じた雇用とディーセント・ワークの実現[54]（Promoting employment and decent work through the humanitarian-development-peace nexus）（2022-2024）

国連人口基金

・ 人命に関わるリプロダクティブ・ヘルス及び保護サービスの提供[55]（Provision of Life-saving Reproductive Health and Protection Services）（2016-）

国連難民高等官事務所

・ 避難対応における障害者包摂[56]（Disability Inclusion in Displacement Response）（2016-）

欧州連合

・ 緊急下の教育[57]（Education in Emergencies）
・ 物理的リハビリテーション・プログラム[58]（Physical Rehabilitation Programme）（2020-2022 及び 2023-2025）

【二国間援助機関】

米国国際開発庁

・ 民間人紛争被害軽減支援[59]（Conflict Mitigation Assistance for Civilians）（2018-2025）
・ アフガニスタン民間支援プログラム[60]（Afghan Civilian Assistance Program）（2015-2020）

[54] 障害者を含む脆弱層の経済的自立を目的とした職業訓練や起業支援を展開。https://www.ilo.org/projects-and-partnerships/projects/promoting-employment-and-decent-work-through-humanitarian-development-peace（参照 2026-4-16）

[55] 障害のある女性及び女児を重点対象に、バリアフリーな分娩施設や移動式クリニックを通じた医療・心理支援を提供。加えて、障害に配慮した性暴力相談窓口の運営や、視覚・聴覚障害者向けの保健情報の普及を実施。https://afghanistan.unfpa.org/en（参照 2026-4-16）

[56] 全国の障害者や脆弱世帯を特定し、優先的に現金給付や支援機器を提供。避難先でのバリアフリー整備や権利擁護も実施。https://reliefweb.int/report/afghanistan/unhcr-afghanistan-operational-update-october-2024?_gl=1*sii4mo*_ga*MTAxNjg5ODMwOC4xNzc2MjIyODYx*_ga_E60ZNX2F68*czE3NzYzMTg2MjUkbzIkZzAkdDE3NzYzMTg2MjUkajYwJGwwJGgw（参照 2026-4-16）

[57] 障害児向けの点字教材やバリアフリーな仮設教室を整備。https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/cs/ip_25_1501（参照 2026-4-22）

[58] 赤十字国際委員会（ICRC）が運営する全国 7 カ所のセンターを通じて、年間 20 万人以上の障害者に対し、義肢装具や理学療法、歩行訓練の提供に加え、小規模ビジネス支援やスポーツを通じた社会復帰を支援している。https://www.icrc.org/en/where-we-work/afghanistan（参照 2026-4-16）

[59] 国際 NGO の Blumont が実施機関。紛争や爆発事象による民間被害者とその家族を対象に、義肢装具の提供や理学療法、心理的ケア、職業訓練を通じた生計支援を全 34 州で展開している。2021 年以降のタリバン政権下でも人道支援の枠組で継続。https://blumont.org/what-we-do/afghanistan-comac/（参照 2026-4-22）

[60] UNMAS が実施機関。紛争・地雷被害者に対する緊急物資提供に加え、義肢装具の提供や理学療法などの身体的リハビリ、心理社会的支援、家畜配布等の生計支援を行った。https://reliefweb.int/report/afghanistan/afghan-civilian-assistance-program-acap-iii-endarips#:~:text=The%20Afghan%20Civilian%20Assistance%20Program%20(ACAP%20III),assistance%20to%20civilian%20victims%20and%20their%20families.（参照 2026-4-22）

英国外務・英連邦・開発省[61]

- 人道支援・保護のサポート[62]（Supporting Humanitarian Assistance and Protection）（2022-2026）
- アフガニスタン複数年人道支援プログラム[63]（Afghanistan Multi-Year Humanitarian Response Programme）（2019-2023）
- 障害者を包摂した開発[64]（Disability Inclusive Development）（2018-2024）

ドイツ国際協力公社

- 社会保護プログラム[65]（Support to Social Protection）（2016-2021）

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion[66]（1987-）

- カンダハールにて義肢・装具の製作、理学療法を提供

スウェーデン・アフガニスタン委員会[67]（Swedish Committee for Afghanistan）

- 障害者へのリハビリテーションや社会参加支援

[61] 外務・英連邦省（FCO）と国際開発省（DFID）が 2020 年 9 月に統合し、誕生した。
[62] 移動困難な障害者への個別訪問型支援や、現金給付による飢餓回避などによりセーフティネットを提供。https://www.gov.uk/international-development-funding/strengthening-humanitarian-assistance-and-response-to-protection-risks-in-ukraine-project-sharp#:~:text=The%20FCDO%20launched%20a%202%2Dstage%20call%20for,for%20civilians%20affected%20by%20the%20conflict%20in（参照 2026-4-22）
[63] 義肢装具の提供やリハビリ支援を通じ、統計的エビデンスに基づき障害者が取り残されないための戦略的・組織的な支援システムの構築を主導した。https://iati.fcdo.gov.uk/iati_documents/90000247.odt（参照 2026-4-22）
[64] 英国政府が主導するグローバル支援の一環。アフガニスタンでは、教員への専門研修、点字・音声教材の配布、校舎のバリアフリー化を実施した。2021 年以降は、地域ベースの学習支援や家庭でのケア、自立支援に重点を移し継続している。https://publications.parliament.uk/pa/cm5804/cmselect/cmintdev/107/report.html（参照 2026-4-22）
[65] アフガニスタン殉教者・障害者省の能力強化を図ると同時に、北部州を中心に障害者や紛争被害者の社会復帰を支援した。理学療法センターの運営、義肢提供、職業訓練を統合したモデルを展開。政変後は政府への直接支援を停止し、NGO を介した人道支援枠組へと引き継がれた。https://www.giz.de/en/regions/asia/afghanistan（参照 2026-4-22）
[66] https://www.hi-us.org/en/country/afghanistan（参照 2026-4-22）
[67] https://sida.se/en/about-sida/publications-archive/the-swedish-committee-for-afghanistan（参照 2026-4-22）

４．障害関連団体の活動概況

４－１．障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
アフガニスタン障害者ネットワーク（Afghanistan Disability Network） https://www.facebook.com/afghandisabilitynetwork/?locale=en_GB	2012 年設立。全土の 100 を超える OPD や支援団体を束ねる、国内最大のネットワーク組織。加盟団体間の情報共有、共通課題に対する政府への政策提言、及び国際機関との橋渡し役である。
アフガニスタン地雷被害者団体（Afghan Landmine Survivors' Organization） https://also.org.af/	2007 年設立。地雷被害者支援から、全障害者を対象とした権利擁護へと活動を拡大した。CRPD の批准推進や国内法整備への提言を主導したほか、車いすの提供やピアサポート等を行っている。
アフガニスタン障害者のためのアクセシビリティ組織（Accessibility Organization for Afghan Disabled） https://www.facebook.com/AOAD.AF/photos/	2007 年設立。公共施設のバリアフリー化やリハビリ支援、インクルーシブ教育、職業訓練等多岐にわたる活動を展開している。
アフガニスタン盲人協会（Afghanistan Association of the Blind） https://www.facebook.com/profile.php?id=100076450364478&locale=ja_JP#	1997 年設立。世界盲人連合の加盟団体で、点字教育の普及や白杖の配布、職業訓練等多岐にわたる活動を展開している。
アフガニスタン国立ろう者協会（Afghanistan National Association of the Deaf） https://www.facebook.com/afghan.national.association.of.the.deaf?locale=en_GB	1993 年設立。世界ろう連盟の加盟団体で、アフガニスタン標準手話の開発・普及、手話通訳者の育成、ろう児への教育支援等多岐にわたる活動を展開している。

４－２．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
サーブ・アフガニスタン（SERVE Afghanistan） https://www.serveafghanistan.org/	1972 年設立。視覚・聴覚障害者の教育に特化した高い専門性を有し、点字教科書の制作、手話の体系化、教員研修等を主導してきた。

人道支援の調整 （Coordination of Humanitarian Assistance） https://www.cha-net.org/	1987 年設立。保健医療、教育、農業支援等を通じた多角的な人道支援を展開。地方の医療ネットワークを活用したリハビリテーションの提供や、経済的自立を目的とした職業訓練に強みを持つ。
障害者コミュニティ・センター （Community Center for the Disabled） https://www.facebook.com/ccd.org.af/	2004 年設立。草の根レベルの自助グループ育成に強みを持ち、インクルーシブ教育や身体リハビリテーション、車いす等の支援器具提供、職業訓練等の活動を行っている。

５．障害者が直面する障壁・ニーズ[68]

５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

アジア財団によると、重度障害者の 55.2%が過去 3 年間に入院医療を受けている。他方で、医療費や交通費の負担（全障害者の約 30%）、交通手段の不足（約 20%）、医療機関の設備や対応の不十分さ（約 15%）により、必要な医療を受けられなかったケースも多い。精神的健康や孤立感も深刻であり、医療サービスへの不満が強い。[69]

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、タリバン政権下での厳格な男女隔離政策を受け、女性医療従事者の不足と男性親族の同伴義務が、障害女性の医療アクセスを阻む深刻な障壁となっている[70]。

AOAD へのインタビューによると、アフガニスタン政府は、戦争や紛争の影響を受けた障害者に対する慈善的な支援（charity support）は行うが、先天的な障害者への支援はほとんど行われていない。

５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、障害のある児童・生徒の多くが学校に通えず、物理的なバリア（スロープや専用トイレの欠如）、長距離通学や送迎の困難、学校側の受け入れ拒否、家族の理解不足等が主な障壁となっている。政府は障害者の教育を受ける権利を保障する法制度を整備しているが、インクルーシブ教育の体制や合理的配慮はほとんど実現されていない。専門学校や特別学校も都市部に限られ、地方では教育機会が著しく制限されている。[71]

アジア財団によると、障害のある児童・生徒のうち学校で支援を受けている割合は 13.5%にとどまり、重度障害児の 11.2%が学校で必要なことをこなすのが非常に難しいと回答している。[72]

５－３．就労に関する障壁・ニーズ

世界政策分析センターによると、障害者は雇用機会や採用、同一価値労働の同一報酬、職業訓練、昇進・降格、雇用継続・解雇、報復行為、ハラスメント、間接差別など、就労に関する 8 つの重要な分野で法的な保護がまったく存在しない状況に直面している。法律には障害を理由とした雇用差別禁止規定や職場での合理的配慮の保障がなく、労働法第 117 条は職務中に障害を負った者の雇用についてのみ規定している。[73]

---

[68] 主に世界政策分析センター（WORLD Policy Analysis Center）（2022）のパラレルレポート及び Human Rights Watch (2020) *Disability Is Not Weakness: Discrimination and Barriers Facing Women and Girls with Disabilities in Afghanistan* 並びに Asian Foundation (2019) *Model Disability Survey of Afghanistan 2019.*に基づいて記載。OPD からの聞き取りは、2026 年 5 月 15 日に AOAD の創設者権理事長である障害当事者の Abdul Khaliq Zazai 氏を対象として実施した。

[69] Asian Foundation (2019)

[70] https://www.hrw.org/report/2024/02/12/disaster-foreseeable-future/afghanistans-healthcare-crisis（参照 2026-4-22）

[71] Human Rights Watch (2020)

[72] Asian Foundation (2019)

[73] WORLD Policy Analysis Center (2022) (INT/CRPD/ICO/AFG/47926/E)

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、障害者の失業率は 90%に達し、法律で 3%の雇用枠が定められているものの、実際には 1%未満しか雇用されていない。社会的な偏見や能力への誤解、適切な職場環境や合理的配慮の不足が障壁となっている。[74]

アジア財団によると、障害者の 27.4%が就職に困難を抱え、25.5%が教育の機会に苦労している。障害の程度が高いほど雇用機会の不足や職場環境のバリア、必要な支援機器や合理的配慮の欠如が深刻である。特に障害女性や重度障害者の就労機会が著しく制限されている。[75]

５－４．移動に関する障壁・ニーズ

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、都市部でもスロープ、エレベーター、車いす対応トイレの整備は不十分であり、道路や交通手段そのものが未整備な地方ではさらに深刻である。障害者身分証明書（Disabled Identity Card）や支援金の申請には遠方の役所や銀行への移動が必要となるが、アクセスの悪さから手続きを断念する例も少なくない。公共交通機関には障害者向けの設備や配慮がほとんどない。加えて、障害女性は、公共空間での移動に男性の付き添いが必要となることが多い。[76]

５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、アクセス可能な形式での情報提供が不足しているため、多くの障害者は国民 ID カード（taskera）を取得できず、行政サービスの利用自体が制限されている。加えて、障害者身分証明書や支援金の申請手続きは複雑で、必要な情報にたどり着けず、申請を断念するケースも多い。公共施設や投票所では、物理的アクセシビリティの低さや職員からの支援不足が深刻で、2013 年調査では障害者の 67%が選挙に参加できなかったと報告されている。[77]

アジア財団によると、支援機器（眼鏡やコミュニケーションボードなど）の利用率は 5%未満であり、44.1%が存在を把握していない。[78]

５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、障害のある女性及び女児は、結婚や社会参加の機会が大きく制限され、家庭内外で暴力や虐待のリスクが高い。家族や地域社会から「障害者は恥」と見なされ、通学や外出、社会参加が制限されるほか、政府機関での支援申請時には性的嫌がらせや侮辱的な対応を受ける事例も多い。[79]

[74] Human Rights Watch (2020)
[75] Asian Foundation (2019)
[76] Human Rights Watch (2020)
[77] Human Rights Watch (2020)
[78] Asian Foundation (2019)
[79] Human Rights Watch (2020)

６．参考資料

Asian Foundation (2019) *Model Disability Survey of Afghanistan 2019*.

Central Statistics Organization (2018) *Afghanistan Living Conditions Survey 2016–17*.

Government of Afghanistan (2020) *CRPD Initial report submitted by Afghanistan under article 35 of the Convention, due in 2014* (CRPD/C/AFG/1)

Government of Afghanistan (2021) *Afghanistan Voluntary National Review (VNR) 2021*.

Human Rights Watch (2020) *Disability Is Not Weakness: Discrimination and Barriers Facing Women and Girls with Disabilities in Afghanistan*.

National Statistics and Information Authority (2020) *Income and Expenditure & Labor Force Surveys Report 2020*.

United Nations (2011) CRC *Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention. Concluding observations: Afghanistan* (CRC/C/AFG/CO/1)

United Nations (2024) *HRC Summary of stakeholders' submissions on Afghanistan* (A/HRC/WG.6/46/AFG/3)

United Nations (2025) *CEDAW Concluding observations on the fourth periodic report of Afghanistan* (CEDAW/C/AFG/CO/4)

United Nations Children's Fund Regional Office for South Asia (2021) *Disability-Inclusive Education Practices in Afghanistan*.

＜ウェブ情報＞

内閣府 (2016-2025)『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-4-15）

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf（参照 2026-4-15）